

請 願 文 書 表

受理番号	6-3	受理年月日	6.8.27	付託委員会	総務常任委員会
請願者の住所及び氏名	城陽の水と土を考える会 城陽市富野鷺坂山69-35 田邊 修一 城陽市寺田市ノ久保2-59 東村 博一 城陽市寺田今堀155-20 亀井 成美			紹介議員	若山 憲子
件名	城陽市水道事業等の課題と対策について市民に対して説明責任を果たし、市民の意見を真摯に聴取する説明会開催を求める請願				
要旨	城陽市は市民に対してしっかりと説明責任を果たし、市民の意見を真摯に聴取するための説明会開催を求めます。				

1、請願の趣旨

現在、城陽市の水道事業は、安全でおいしい地下水を活用して行われています。

私たち「城陽の水と土を考える会」はこのことを誇りに思い、是非続けてほしいと望んでいます。城陽市はこの度、政府が新たに上下水道事業の民間委託の手法として創設した「ウォーター P P P 3.5」の導入を提案し、決定しようとしています。国土交通省によればこの「ウォーター P P P 3.5」は、事実上の民営化にあたるコンセッション P P P 4 への段階的な移行を前提にした制度です。これは今までの城陽市水道事業からの大転換だと言えます。このような大転換が市民に知らされないまま進められようとしています。

水道事業は市民の生活・生命そのものに関わる重要なインフラです。議会に報告し、決定すればそれで済む、というものではありません。城陽市が市民に対して説明責任を果たし、市民の意見を聴取することを求めます。この件について、市民に対する説明会を開催することを求めます。以上のとおりお願いいたします。

2、請願の理由

- 1、「水道事業の運営の民営化までは考えていません」から、民営化移行を前提とした制度導入について。城陽市は、「広報じょうよう」の「水だより」(24年2月1日付け)、3頁「水道事業ビジョンの中間見直し Q & A」で「Q、水道事業を民営化するつもりなの？」に対して「A、水道事業の運営の民営化までは考えていません」と答えています。ところが5月17日、城陽市は、上下水道事業経営審議会でウォーター P P P 3.5 導入方針を提案し、審議に入りました。6月11日の市議会総務常任委員会で、審議会の内容が初めて報告されたのです。

繰り返しになりますが、国土交通省によれば「ウォーター P P P 3.5」は、事実上の民営化にあたる P P P 4 コンセッションへの段階的な移行を前提にした制度です。「水道事業の運営の民営化までは考えていません」(「水だより」前述)が、なぜ、いつ、どうして「民営化移行を前提とした P P P 3.5」導入に至ったのでしょうか？

城陽市は市民に対して説明責任があると思います。

- 2、現在行われている市営水道としての地下水利用は守られるのでしょうか？
- 3、水道料金の価格決定などへの影響はどうなるのでしょうか？ウォーター P P P 3.5 制度導入後、市の判断・責任で価格決定できるのでしょうか？
- 4、ウォーター P P P 3.5 制度導入 10 年後、城陽市公営としての城陽市上下水道部のスキル(人員・知識・技術・経験など)は守り発展できるのでしょうか？

以上、城陽市は市民に対してしっかりと説明責任を果たし、市民の意見を真摯に聴取する、為の説明会開催を求めます。